平成２１年（フ）第８０６号
水戸市川又町336番地
債務者　人見たか子
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第２８９号
長野県東筑摩郡波田町1398番地１　ファミーユ新村Ｂ202号室、前住所長野県松本市大字島立3998番地７
債務者　伊藤みゆき
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第８号
長野県松本市寿台３丁目12番38号
債務者　山﨑久美子
1　決定年月日時　平成22年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第２７４号
滋賀県彦根市八坂町1069番地１
債務者　八野左官こと　八野　英一
1　決定年月日時　平成22年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第４号
滋賀県東近江市佐野町510番地81
債務者　河合　恵子
1　決定年月日時　平成22年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第７号
滋賀県彦根市安清東町95番地　210号
債務者　芦田　弘美
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第９３７８号
大阪市鶴見区横堤２丁目11番25号
債務者　竹森　勝一
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９６７１号
大阪府枚方市渚西１丁目50番17―12号
債務者　古巻　陽子
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９７００号
大阪市西淀川区御幣島６丁目７番６―706号
債務者　山田　慎二
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９８１６号
大阪府高槻市登町21番Ｂ36―503号
債務者　藤野　　誠
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４８１号
大阪市住之江区南加賀屋４丁目５番21―505号
債務者　東　　哲雄
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１６３８号
神戸市東灘区渦森台１丁目６番301号
債務者　橋本　源一
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３６号
神戸市垂水区美山台１丁目４番22―304号、従前の住所神戸市垂水区塩屋町６丁目25番28号
債務者　北村　直次
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５０号
神戸市兵庫区熊野町５丁目10番27号、従前の住所神戸市兵庫区新開地５丁目２番29―801号
債務者　曽原　雅敏
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５６号
神戸市灘区中原通５丁目３番10―303号、従前の住所神戸市灘区水道筋４丁目２番14号
債務者　とんかつとんとんこと　井上　常春
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５９号
神戸市東灘区魚崎中町２丁目13番14号マンションベル108号
債務者　小笹亜矢子
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０７５号
兵庫県西宮市苦楽園二番町７番10号、前住所神戸市西区月が丘５丁目20番地の３
債務者　小泉幸三郎
1　決定年月日時　平成22年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係